

*** 玉村町の保育所・認定こども園(2号、3号認定)一覧 ***

区分	施設	定員(人)	開所時間		受入月齢	所在地 電話番号
			平日開所時間	土曜日開所時間		
公立	第1保育所	220	午前7時～午後7時	午前7時～午後1時	4カ月目から	下新田176 ☎65-2565
	第2保育所	140	午前7時30分～午後6時30分	午前7時30分～午後1時		角淵5109 ☎65-2566
	第3保育所	110	午前7時～午後7時	午前7時～午後1時		樋越904 ☎65-2567
	第4保育所	180	午前7時～午後7時	午前7時～午後1時		飯倉70 ☎65-2564
	第5保育所	110	午前7時30分～午後6時30分	午前7時30分～午後1時		福島31-1 ☎65-5000
私立	にしきの保育園	60	午前7時～午後7時	午前7時～午後7時	3カ月目から	上之手1619-5 ☎75-1777
	玉村おひさま保育園	60	午前7時～午後7時	午前7時～午後5時		上福島310-1 ☎61-7337
	フェリーチェ国際こども園	45	午前7時30分～午後7時	午前7時30分～午後7時	1歳児から	飯塚328 ☎75-6600
	マーガレット幼稚園	30	午前7時30分～午後6時30分	午前7時30分～午後5時30分	3歳児から	南玉758 ☎65-2120

町立幼稚園(1号認定)

玉村幼稚園 ☎65-7701 / 南幼稚園 ☎20-4100

★申込方法などについては広報10月号でご案内する予定です。

私立幼稚園、認定こども園(1号認定)

★申込期間など、施設ごとに異なりますので、直接お問い合わせください。

就学援助費制度のご案内

学校教育課 ☎64-7713

経済的な理由で義務教育を受けることが困難な家庭に対して、子どもの学用品費や給食費などの援助を行っています。就学援助費を希望される人はご連絡ください。

対象 生活保護世帯・生活保護に準ずる世帯・児童扶養手当が支給されている世帯等

認定方法 学校長・民生児童委員等のご意見を聞き、教育委員会で認定されます。認定された翌月から支給対象となります。

支給時期 8月・12月・3月

援助対象(経費の全額または一部) 学用品費、校外活動費、学校給食費、修学旅行費等

申し込み 保護者の申請が必要です。

新入学児童就学時健康診断のお知らせ

学校教育課 ☎64-7713

平成30年度に小学校へ入学する幼児(平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれ)を対象とする健康診断を、次のとおり実施します。保護者付き添いの上、必ず受診してください。

期日 玉村小学校 10月27日(金) 上陽小学校 10月17日(火) 芝根小学校 10月24日(火)

中央小学校 10月19日(木) 南小学校 10月3日(火)

受付時間 午後1時頃～1時30分頃(各学校により多少異なります)

※9月末を過ぎても健康診断の通知が届かない、新入学、転入学などに際して不安なことがあるなど、ご相談がありましたら学校教育課にお問い合わせください。

平成30年度の
幼稚園・保育所などの利用申し込みを受け付けます

学校教育課 ☎64-7713 / 子ども育成課 ☎64-7719

幼稚園、保育所、認定こども園などの施設を利用するには、町の認定を受ける必要があります(新制度に移行しない一部の幼稚園を除く)。認定には3つの認定区分があります。

★3つの認定区分★

1号認定(教育標準時間認定)

お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合
○利用先：幼稚園、認定こども園

2号認定(満3歳以上・保育認定)

お子さんが満3歳以上で、保育を必要とする場合
○利用先：保育所、認定こども園

3号認定(満3歳未満・保育認定)

お子さんが満3歳未満で、保育を必要とする場合
○利用先：保育所、認定こども園、地域型保育

※保育認定は、保育の必要量の認定も行います。

保育所、認定こども園(2号、3号認定)

子ども育成課 ☎64-7719

申込期間

9月1日(金)～29日(金) ※土・日曜日、祝日を除く。
その後も申し込みを受け付けますが、入所が難しい場合があります。

申込方法

新規入所希望の児童 ➡ 提出先：子ども育成課

子ども育成課および各保育所に用意してある申請書類を記入の上、関係書類を添えて提出してください。申請書類の配布は9月1日からです。
※産休・育休・病休などの休暇明けで仕事に復帰するなど、年度途中での利用を希望する場合も申し込んでください。なお、妊娠中で平成30年度中に利用を希望する場合も申し込みできます。

在所中の児童 ➡ 提出先：利用中の保育所

保育所を通じて申請書類をお渡しします。 ※町外の施設を利用中の人は個別にご案内します。

利用基準

- 町内に居住し、住民登録をしている0～5歳児の子ども
- 保育所での集団生活に支障のない児童であること
- 保護者が次のいずれかの事情にある場合
 - 1) 家庭の外で仕事をしている場合
 - 2) 家庭で児童と離れて、日常の家事以外の仕事をしている場合
 - 3) 出産の前後、病气、負傷、心身に障害があるなどの場合
 - 4) 長期にわたる病人や心身に障害がある人がいるため、いつもその看護や介護にあたっている場合
 - 5) 震災、風水害、火災などの災害復旧にあたっている場合
 - 6) 求職活動する場合
 - 7) 就学する場合
 - 8) 虐待やDVのおそれがある場合
 - 9) 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合
 - 10) その他、町が認める場合

利用決定

保育の必要性があるかどうかを審査し、認定・利用調整を行い、利用決定します。希望者が多数の場合、勤務条件などにより希望の保育所を利用できない場合があります。

※募集の詳細については、「平成30年度玉村町保育関係施設利用案内」(9月1日から配布)をご覧ください。